

質問回答

2015年10月30日

「2015年度案件別外部事後評価:パッケージ -10(スリランカ)」

(再公示日:2015年10月21日/公示番号:150918)についての業務指示書に関する質問への回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 p19, p20 対象案件名及び評価対象範囲	<p>配布資料に記載された「地方道路改良事業」の事前評価表には、事業対象地域として「中央州・ザバラガムワ州・東部州」の3州が記載されています。一方、貴機構 HP では、「地方道路改良事業(中央州・ザバラガムワ州)」及び「地方道路改良事業(東部州)」と2つの事業名が記載されています。</p> <p>したがって、本業務の対象事業の範囲は、業務指示書 p20 に「スリランカ「地方道路開発事業(東部州)」については、トリンコモリー県、パティカロア県、アンパラ県にまたがる総延長約 376km (330 ヶ所)のコミュニティ道路(橋梁含む)改修事業であるため…」と説明のとおり、東部州に限定され、中央州・ザバラガムワ州は含まれないと理解しています。</p> <p>上記の理解で正しいか確認をお願いします。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2	業務指示書 p19 第2業務の目的・内容に関する事項 最後のパラグラフ	<p>「スリランカ国内法については「スリランカ環境プロフィール(2004年3月国際協力銀行)を参照する。」との記載がありますが、上記のスリランカ環境プロフィールは公開資料でしょうか? 公開資料であれば、追加資料として貸与をお願いします。</p>	<p>「スリランカ環境プロフィール(2004年3月国際協力銀行)」は JICA 内部資料のため、契約締結後に配布いたします。なお、類似の内容で最新版(英文)を JICA 図書館で公開しておりますので、ご活用ください。</p> <p>http://libopac.jica.go.jp/images/report/12080032.pdf</p> <p>また、業務指示書の記載(「第2業務の目的・内容に関する事項」の「3.実施方針および留意事項(4)」を、以下のように修正させていただきます(下線を追加)。</p> <p>スリランカ国内法については、「スリランカ環境プロフィール(2004年3月国際協力銀行)および「<u>Profile on environmental and social considerations in Sri Lanka, July 2012, JICA</u>」を参照する。</p>

以上